

質問回答書

平成27年12月15日

質問書提出者 様

佐久市長 柳田 清二
(担当課：地域局地域整備室)

下記企画提案にかかる質問について回答します。

記

業務名：佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務

番号	受付日	質問内容	回 答
1	12月11日	佐久市の委託契約案についての事前提示は可能か。	佐久市の標準的な委託契約案は、佐久市ホームページ「トップページ>まちづくり・産業>事業者のみなさまへ>入札・契約関係様式」の「契約関係様式9 測量・調査等業務委託契約約款」をご参照ください。
2	12月11日	「市民ヒアリング・市民意見交換会」は、既存の会議体・集会を対象とした調査を想定しているのか。あるいは、本業務期間内での新組成が必要なのか。	既存の会議体・集会における意見・意向等についてはお示しします。本業務を遂行するに当たり地域住民の意向調査等は重要であると考えていることから、業務期間内における新組成等についても総合的に勘案いただき、必要に応じ調査等を実施していただくものです。
3	12月11日	市民ヒアリング・市民意見交換会等に関わる費用（会場・スペース確保など）は事業費に含まれるのか。含まれる場合、概ねどの程度の費用想定が必要となるのか。（例えば会場1回の利用料金目安など）	本仕様書に定めるものについては全て事業費（委託額）に含まれるものです。また、公募要領6ページ13（1）にあるように、本仕様書に定めるもののほか市と委託契約候補者において業務仕様書を協議し確定させた上で、予定額の範囲内で委託契約を締結するものです。なお、会場利用料の目安は、一例として臼田地区において貸館が行われている「佐久市臼田総合福祉センター条例」をご覧ください。
4	12月11日	「移住促進拠点等への出展・調査」の移住促進拠点とは、例えば「銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペース」を想定しているのか。他に佐久市独自の拠点がある、など想定している拠点の有無。	東京圏において情報発信、移住ニーズ調査等を一元的に行う拠点等への出展は必須であり、本仕様書に定める事項を達成するため必要となる常設の拠点等の確保を含め提案者に具体的に求めているものです。なお、佐久市独自の拠点、想定している拠点はありません。
5	12月11日	移住促進拠点等への出展等に関わる費用（会場・スペース確保など）は事業費に含まれているのか。含まれる場合、概ねどの程度の費用想定が必要となるのか。（例えば銀座NAGANOしあわせシェアスペースの場合）	移住促進拠点等への出展等に費用は全て事業費（委託額）に含まれるものです。委託契約手続きの考え方はNo.3と同様です。なお、銀座NAGANOしあわせシェアスペース利用料は長野県公式ホームページ等でご覧いただけます。
6	12月11日	「地域コーディネーター」とはどのような役割を指すか。「担い手会議の議論・合意形成を促すファシリテーター・運営役」と考えてよいのか。あるいは、地域コーディネーター育成研修講座の受講等を前提とのか考えなのか。	地域コーディネーターは担い手会議の運営はもとより、移住希望者と地域住民、ニーズとシーズをつなぎ合わせ進化させることで地域の魅力に一層の磨きをかけるといった事業の具現化に向けたソフト面全般の開発・調整を担う専門人材です。なお、地域コーディネーター育成研修講座の受講等を前提としているものではありません。
7	12月11日	「地域コーディネーター」の配置方法として、管理責任者・担当者による兼務体制は可能なのか。あるいは、専任担当者の配置が必要と考えているのか。また、佐久市常駐が必要など地域コーディネーター配置に関わる条件はあるのか。	管理責任者・担当者が地域コーディネーターを兼務することは問いません。それぞれに期待される役割、果たすべき役割を斟酌する中で常駐が必要であるかについては提案者において適宜判断願います。